

## 自由貿易体制における「特別かつ異なる待遇」の意義 —規範の多重性論の観点から—

小寺 智史\*<sup>1</sup>

### 要 約

本稿は、現在及び将来の自由貿易体制における「特別かつ異なる待遇 (Special and Differential Treatment, S&D)」の意義を、規範の多重性論の観点から検討するものである。まず、国際法学において複数の条約制度における先進国—途上国関係を横断的に分析してきた規範の多重性論を概観する。そのうえで、同論に基づき、GATTにおける途上国関連規定とは区別される、WTOにおけるS&Dの構成要素及びその特徴を明らかにする。

続いて、2000年代以降に顕著となるS&Dをめぐる状況の変化を検討する。近年のS&Dに対する批判を分析したうえで、将来のモデルとして注目される貿易円滑化協定におけるS&Dを取り上げて検討する。さらに、同協定におけるS&Dを、気候変動に関するパリ協定中の共通だが差異ある責任原則と比較し、両者に共通してみられる「二重の自己選択方式」の意義と課題を分析する。

キーワード：規範の多重性、特別かつ異なる待遇、開発の国際法、世界貿易機関、開発、貿易円滑化協定、二重の自己選択方式

JEL Classification : F13, K33

## I. 序

2001年に開始されたWTOドーハ・ラウンドの頓挫は、従来の多角的な自由貿易体制の変容を明らかにしたが、その背景にあるのが途上国グループの構成の著しい変化である。特に、2000年代以降、BRICS（ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ）と称される途上国の経済成長は著しい。2022年の段階で、中国

は名目GDPで米国に次ぐ世界第2位の地位、また、インドは米国、中国、日本、ドイツに次ぐ第5位の地位を占めている<sup>1)</sup>。また、OECDによれば、2023年及び2024年の実質GDP成長率はインドが第1位、中国が第2位となっており<sup>2)</sup>、かつての途上国グループの構成は大幅に様変わりした。

\* 1 西南学院大学法学部国際関係法学科教授

1) OECD, "Gross domestic product (GDP) (indicator),"

<<https://data.oecd.org/gdp/gross-domestic-product-gdp.htm#indicator-chart>> accessed 3 August 2023.

2) OECD (2023).

以上のような国際経済における各国の付置の変化は、自由貿易体制において南北関係を規律してきた国際法規範にも当然のように影響を及ぼす。とりわけ現在改めて注目を集めるのが、自由貿易体制における特別かつ異なる待遇（Special and Differential Treatment, 以下 S&D）の意義である。S&D は、GATT 時代から自由貿易体制における途上国の地位を論じるうえで中核に位置づけられ、WTO に移行してからも先進国と途上国の関係を把握するうえで重要な柱の1つとして捉えられてきた。しかし、2000 年代以降、途上国グループの構成の変容を背景として、米国を中心とする先進国から S&D に対して疑問が呈されるようになる。特にこの数年、米国などから S&D の改革の必要性が公然と唱えられるようになり、それに対して途上国が反発を示すなど、S&D をめぐる議論が活発化している。

ドーハ・ラウンドの頓挫や WTO 上級委員会の機能麻痺など、従来の WTO を中心とした多角的な自由貿易体制が行き詰まりを見せるなか、現在の S&D をめぐる議論は、将来の自由貿易体制の設計に関して、どのような示唆を与えるだろうか。例えば、S&D は WTO 以降の体制変容の過程で、まったくその意義を喪失してしまったのであろうか。それとも、S&D は新たな形態の下、引き続き自由貿易体制において何らかの機能を果たし続けるのだろうか。S&D が既存の自由貿易体制における南北関係の法的表現である以上、S&D の存在意義を改めて検討することで、現在萌芽として示されつつある今後の自由貿易体制の在り様の一端を明らかにできるだろう。

ところで、南北関係は決して自由貿易体制に自己完結するものではなく、複数の条約レジームを横断する問題である。したがって、自由貿易体制における S&D の意義の再評価を行うにあたっては、自由貿易体制の分析のみならず、他の条約レジームとの通時的及び共時的な視点が必要となる。しかし、現在展開されている議論の多くは、自由貿易体制における S&D に限

定して論じるものが多く、現状分析及び将来の制度設計といういずれの目的に関しても客観的で俯瞰した視点に立脚する必要がある。

そこで、本稿では、国際法学において先進国一途上国関係に定立・適用される異なる待遇を包括的に分析してきた「規範の多重性（pluralité des normes）」論に依拠して検討を行う。同論は、1960 年代以降、フランス語圏を中心として、GATT 及び WTO における S&D のみならず、国際環境法、国際労働法または国際海洋法などの複数の条約制度を横断的に分析してきた。現在の S&D をめぐる議論や動向を規範の多重性論の観点から分析することで、より広範な視点から、現在及び今後の自由貿易体制における S&D の意義を把握することが可能となるだろう。

以上の問題意識及び方法論に基づき、本稿では次の順序で検討を加える。まず、国際法における規範の多重性論の形成と展開過程を確認したうえで、規範の多重性を構成する諸要素を検討する（Ⅱ）。続いて、規範の多重性の各構成要素を視点として、WTO における S&D の特徴を明らかにする（Ⅲ）。さらに、自由貿易体制における規範の多重性の変容を示す事例として、貿易円滑化協定（Trade Facilitation Agreement, 以下 TFA）における S&D を取り上げて分析する。最後に、TFA における S&D と他の条約レジームと比較することで今後の自由貿易体制における S&D の在り方を考察する。

## II. 国際法における規範の多重性論

### II-1. 規範の多重性論の形成と展開<sup>3)</sup>

規範の多重性論が形成・展開されたのは、開発の国際法 (droit international du développement) と呼ばれる現代国際法の一理論の内部である。開発の国際法は、1960年代にアンドレ・フィリップやミシェル・ヴィラリーらのフランス語圏の外交官や国際法学者たちによって提唱され<sup>4)</sup>、その後、日本を含む世界の国際法学者によって主張された<sup>5)</sup>。開発の国際法の代表的な論者の1人であるモリス・フロリーによれば、同法は、国際関係における低開発への戦い及び途上国の真の独立の探求という視点からなされる「国際法の精力的な読み直し<sup>6)</sup>」として捉えられる。すなわち、開発の国際法は、国家間の不平等の一要因を国際法秩序内部に求め、その是正及び克服を目指す法理論である。同法は、1960年代の脱植民地化及び1970年代の新国際経済秩序 (New International Economic Order, NIEO) 樹立運動と連動しつつ、既存の国際法秩序の徹底的な再読に着手することになった。

開発の国際法は、主権、平等及び連帯を基本原則とし<sup>7)</sup>、伝統的な国際法が依拠してきた諸原則を開発の視点から読み直す。特に、同法を特徴づけるのは平等原則である。伝統的な国際法が国家間の事実上の差異を捨象する形式的平等に依拠してきたところ、開発の国際法は国際

社会における実質的平等の確立の重要性を説く<sup>8)</sup>。すなわち、同法は、先進国と途上国の間の事実上の差異を考慮し、相対的な弱者である途上国に対してより有利な待遇を与えることで、当該差異を法によって補償、埋め合わせる必要性を主張する。

このような考えは、開発の国際法において補償的不平等 (inégalité compensatrice) と呼ばれるが<sup>9)</sup>、それを法的に具体化したものが規範の二重性 (dualité des normes) である。開発の国際法の「主軸の1つ<sup>10)</sup>」と位置づけられる規範の二重性は、国家を発展段階に応じて先進国と途上国に二分し、途上国に対して有利な規範群を定立・適用する法技術を指す。規範の二重性は、国内社会のアファーマティブ・アクションまたはポジティブ・アクションに類似するものであり、歴史的に不利な立場に置かれた途上国に対して、法が有利な待遇を付与することで、より衡平な国際社会の実現を試みるものである。

しかし、規範の二重性は、諸国を先進国と途上国に二分することで、各国家グループ内の多様性を捨象するという欠陥を有していた。特に、途上国内部の違いを無視することは、後発開発途上国 (Least-Developed Country, 以下 LDC) と呼ばれる一層不利な立場に置かれた国家に悪影響を与える。さらに、国家は、発展段階のみな

3) 開発の国際法及び規範の多重性論に関する以下の叙述は、主に小寺 (2011), 74-96 頁, 小寺 (2016), 243-246 頁に依拠している。

4) Philip (1965), Virally (1965).

5) 開発の国際法に関しては、日本でもすでに多くの先行研究が存在する。例えば次を参照。吾郷 (1980); 位田 (1985); 位田 (1989); 位田 (2015); 高島 (1991); 高島 (1995); 西海 (1987); 西海 (1990); 西海 (1992); 伊藤 (2003); 小寺 (2011); 小寺 (2014); 小寺 (2017); 小寺 (2021)。

6) Flory (1977), p. 31.

7) Feuer and Cassan (1991) pp. 28-38. ただし、近年では主権、平等、原則の3つに加えて、持続可能性が基本原則に追加されている。小寺 (2021) 参照。

8) 国際法における形式的平等と実質的平等の関係については、例えば、小寺 (2009a) 参照。

9) 開発の国際法における補償的不平等観念については、西海 (1987) を参照。

10) Feuer and Cassan (1991), p. 34.

らず、沿岸国や内陸国といった地理的属性などに関しても多様である。そのため、先進国と途上国という二項対立を超えて、諸国を多様な国家カテゴリーに区分し、そのなかで相対的に弱い立場にある国家カテゴリーに対して、より有利な待遇を付与することが求められる。このように、規範の二重性は規範の多重性へと論理的に延長することになる<sup>11)</sup>。

## II-2. 規範の多重性の構成要素

西海真樹は、規範の多重性の構成要素として、制度目的、複数の国家カテゴリー及び弱者に有利な規範群の3つをあげている<sup>12)</sup>。

制度目的とは、規範の多重性を導入することで実現されるべき目的である。この目的は通常、途上国の経済的・社会的発展、先進国と途上国間の経済格差の縮小といった、開発の国際法の究極目的と一致する<sup>13)</sup>。また、規範の多重性が様々な多数国間条約に導入されることで、人権保障や環境保護などもその制度目的に取り込まれる。

複数の国家カテゴリーとは、国家の多様な属性に従って設定される国家の諸類型である。規範の二重性とは異なり、規範の多重性では、先進国と途上国といった国家カテゴリー内部にLDCなどの下位カテゴリーが設定される。さらに、類型化に際しては、発展段階に加えて、地理的属性その他も基準として用いられ、内陸国である先進国<sup>14)</sup>、内陸国である途上国<sup>15)</sup>、地

理的不利国である先進国<sup>16)</sup>、地理的不利国である途上国<sup>17)</sup>など、様々な国家カテゴリーが定立される<sup>18)</sup>。

弱者に有利な規範群とは、相対的に弱い立場にある国家カテゴリーに対して定立・適用される有利な規範群を意味する。規範の二重性とは異なり、規範の多重性では国家カテゴリーに数に応じて複数の異なる規範群が定立・適用される。これら諸規範は、権利付与や義務免除など様々な形式を通じて弱者に有利に作用する<sup>19)</sup>。

## II-3. 途上国の同定

規範の多重性の基礎となるのが、複数の国家カテゴリーという要素である。この構成要素においては、国家をいかに各国家カテゴリーに区分するのか、ということが問題となる。特に議論されてきたのが、いかなる国家を途上国としてみなすか、という途上国の「同定」に関する論点である。

途上国の同定方式は条約や国際組織によって異なるが、開発の国際法では、各分野の慣行を横断的に検討し、以下の3つに区別して論じてきた<sup>20)</sup>。

第1に、抽象的基準方式である。同方式は、あらかじめ一定の基準を設定し、同基準に合致する国家を自動的に途上国として同定するものである。同方式を採用している代表例が、世界銀行などの開発に関する国際組織である。例えば、世界銀行は現在、2022年の一人当たり国民

11) 西海 (1992), 5 頁。

12) 同上, 6-7 頁。

13) 同上, 7 頁。

14) 国連海洋法条約 69 条 4 項。

15) 国連海洋法条約 69 条 3 項。

16) 国連海洋法条約 70 条 5 項。

17) 国連海洋法条約 70 条 4 項。

18) 途上国内部の区分については次も参照。高島 (1995), 70-93 頁; Cassan, Mercure and Bekhechi (2019), pp. 65-91.

19) 弱者に有利な規範群の類型については、西海 (1997) を参照。

20) 高島 (1995), 60-65 頁。なお、エルヴェ・カッサンらは、途上国の同定方式を抽象的基準方式とリスト方式の2つに大別し、後者のリスト方式を、国際組織による制度的選択方式と、国家自らによる自己選択方式に区別している。Cassan, Mercure and Bekhechi (2019), pp. 54-63. 各方式のメリットとデメリットについては、Verdirame (1996), pp. 72-174 も参照。

総所得 (GNI) 13,846 ドルを超える諸国を高所得国 (high income economies), 4,466 ドル以上 13,845 ドル以下の国を上位中所得国 (upper-middle income economies), 1,136 ドル以上 4,465 ドル以下の国を下位中所得国 (lower-middle income economies), 1,135 ドル以下の国を低所得国 (low income economies) の4つに区分している<sup>21)</sup>。そのうえで、下位中所得国と低所得国の2つを一般的に途上国と呼んでいる。

第2に、リスト方式である。同方式は、援助の受益資格を得る途上国を特定し、リストに掲げるものである。同方式は、積極的リスト方式と消極的リスト方式に区別される。積極的リスト方式とは、受益者となる途上国をリストに掲げるものである。例えば、国際開発協会 (International Development Association, 以下 IDA) では、加盟国を先進国からなる I 部加盟国と途上国からなる II 部加盟国に区別し、後者を IDA による融資対象国としている<sup>22)</sup>。消極的リスト方式とは、受益者とならない国家を特定しリストに掲げる方式である。例えば、国連貿易開発会議 (United Nations Conference on Trade and Development, 以下 UNCTAD) は、途上国 (developing economies) について「アフリカ、ラテンアメリカ、カリブ海、アジア (イスラエル、日本、韓国を除く)、及びオセアニア (オーストラリアとニュージーランドを除く)」<sup>23)</sup>と説明している。

第3に、自己選択方式である。同方式は、国家自らが途上国の地位を主張し、その結果、有利な待遇の受益者の資格を取得するというものである。この方式は、一般特惠制度 (Generalized

System of Preferences, 以下 GSP) 設立の文脈で提唱された方式である<sup>24)</sup>。GSP の受益者に関する「自己選択の原則 (the principle of self-election)」は、当初 OECD の特惠小グループによって提案され、その後、1970 年に UNCTAD の貿易開発理事会で採択された「合意された結論 (the agreed conclusions)」<sup>25)</sup>のなかで確認された。ただし、自己選択方式についても、特惠供与国の裁量が完全に排除されるわけではない。実際、GATT 時代から、GSP を供与する先進国は自らが設定した基準に従って途上国を決定してきたのであり、その自動性の空洞化及び形骸化の可能性が指摘されてきた<sup>26)</sup>。

本節では、規範の多重性論について、形成及び展開過程、構成要素、及び途上国の同定をめぐる議論を中心に概観した。次節では、規範の多重性論に基づき、WTO における S&D の特徴、意義及び近年の変容を検討することにした。

21) World Bank, “World Bank Country and Lending Groups” <<https://datahelpdesk.worldbank.org/knowledgebase/articles/906519-world-bank-country-and-lending-groups>> accessed 19 July 2023.

22) 2023 年 1 月 30 日現在、II 部加盟国は 75 か国である。International Development Association, “Borrowing Countries,” <<https://ida.worldbank.org/en/about/borrowing-countries>> accessed 19 July 2023.

23) UNCTAD, “Classifications,” <<https://unctadstat.unctad.org/en/classifications.html>> accessed 19 July 2023. 消極的リスト方式が用いられたその他の例としては、スエズ国連緊急軍 (UNEF・I) とコンゴ国連軍 (ONUC) の経費負担における、特別優遇措置の対象国の特定が知られる。高島 (1995), 62 頁。

24) 詳細は次を参照。高島 (1995), 63-65 頁; Cassan, Mercure and Bekhechi (2019), pp. 60-63.

25) UNCTAD, Trade and Development Board, Decision 75 (S-IV), 13 October 1970 (TD/B/332).

26) 高島 (1995), 64-65 頁。

### Ⅲ. WTOにおける規範の多重性

#### Ⅲ-1. WTO協定における特別かつ異なる待遇

途上国に関する特別規定は、幼稚産業保護に関するGATT18条、非相互主義を定めたGATT第4部、またはGSPを恒久化した授権条項<sup>27)</sup>など、GATTにおいても存在していたが、その数は限定的であった<sup>28)</sup>。他方で、WTOでは、それら特別規定は途上国に対してS&Dを定める規定として、およそすべてのWTO協定に挿入されている。

WTO協定におけるS&D規定は、一般的に以下の6つに類型化される<sup>29)</sup>。①途上国の貿易機会の増大を目指す規定、②先進国に対して途上国の利益を保護するように求める規定、③約束、措置及び政策手段の使用の柔軟性を確保する規定、④移行期間を定める規定、⑤技術支援、並びに⑥LDCに関する規定である。WTO事務局長による2023年の報告書によれば、WTO協定には157のS&D規定が含まれており<sup>30)</sup>、その内訳は表1の通りである。

表1が示すように、WTO協定中のS&D規定としては、②先進国に対して途上国の利益を保護するように求める規定が最も多い。例えば、TBT協定を例とすれば「加盟国は、この協定の国内における実施及びこの協定上の機関の設置に関する規定の実施に当たり、開発途上加盟

国の権利及び義務に関するこの協定の規定に特別の注意を払い、また、開発途上加盟国の開発上、資金上及び貿易上の特別のニーズを考慮する」(TBT協定12条1項)などがこの類型に該当する。

#### Ⅲ-2. WTOにおける国家カテゴリーと途上国の同定

GATTにおいても、授権条項中にLDCに関する特別の規定があるなど<sup>31)</sup>、発展段階に応じて途上国内部に下位区分を設けることが認められてきた。この点、WTOにおいても、WTO設立協定11条2項が「国際連合が後発開発途上国として認める国は、個別の開発上、資金上及び貿易上のニーズ又は行政上及び制度上の可能性と両立する範囲において、約束及び譲許を行うことを要求される」と定めている。したがって、WTOでもLDCに関しては、国連経済社会理事会の補助機関である開発政策委員会が3年ごとに公表するリストに従って同定されている<sup>32)</sup>。

問題となるのは、それ以外の途上国の同定である。WTO協定中に途上国の定義に関する規定は存在しないため、S&D規定の受益国は自己選択方式に基づいて同定されてきたとされ

27) GATT, Decision on Differential and More Favourable Treatment, Reciprocity and Fuller Participation of Developing Countries (L/4903), adopted 28 November 1979.

28) GATTにおける途上国優遇規定に関して、例えば次を参照。Verdirame (1996); Hudec (2011); Hart and Dymond (2003), pp. 398-404.

29) WTO, Committee on Trade and Development, "Implementation of Special and Differential Treatment Provisions in WTO Agreements and Decisions", Note by Secretariat, WT/COMTD/W/77, 25 October 2020, p. 3. なお、様々な論者によって、ここで紹介する以外にもS&D規定の類型化について多くの試みがある。この点、次を参照。Hedge and Wouters (2021), pp. 554-555.

30) WTO, Committee on Trade and Development, "Implementation of Special and Differential Treatment Provisions in WTO Agreements and Decisions", Note by Secretariat, WT/COMTD/W/271, 16 March 2023, p. 4.

31) GATT, Decision on Differential and More Favourable Treatment, Reciprocity and Fuller Participation of Developing Countries (L/4903), adopted 28 November 1979, para. 8.

表1 WTO 協定における S&amp;D 規定

	①	②	③	④	⑤	⑥	協定毎合計
1994GATT	8	13	4				25/25
1994 年国際収支に関する了解			1		1		2/2
農業協定	1		9	1		3	14/13
SPS 協定		2		2	2		6/6
TBT 協定	3	10	2	1	9	3	28/25
TRIMs 協定			1	2		1	4/3
アンチ・ダンピング協定		1					1/1
関税評価に関する協定		1	2	4	1		8/8
輸入許可手続に関する協定		3		1			4/4
SCM 協定		2	10	7			19/16
セーフガード協定		1	1				2/2
貿易円滑化協定			3	7	7	9	26/10
GATS	3	4	4		2	2	15/13
TRIPS				2	1	3	6/6
紛争解決了解 (DSU)		7	1		1	2	11/11
政府調達協定		5	6		1	3	15/12
計	15	49	44	27	25	26	186/157

(注) 協定中には①から⑥の複数のカテゴリーにまたがる S&D 規定も存在する。協定毎合計の左の数字は、それら S&D 規定を重複して計算した数字であり、右の数字は1つとして計算したものである。

(出所) WT/COMTD/W/271, pp. 5-6

る。ただし、このような評価については一定の留保が必要である。特に、WTO に途中から加盟する途上国や LDC については、加盟交渉時に S&D 規定の適用が部分的に制限される実行も指摘されてきた<sup>33)</sup>。このような制限は、最終的には WTO 加盟を求める途上国の同意に根拠づけられるため自己選択方式の一部と評価されうるが、途上国による自己選択が先進国と途上国の間の力関係の下にあることは留意する必要がある。

他方で、GATT 時代と同様、GSP に関しては、

特惠供与国である先進国によって受益国である途上国が同定されてきた<sup>34)</sup>。このような先進国によるリスト方式による同定は、自己選択方式の形骸化を招くものであり、その WTO 協定整合性については大いに議論の余地がある。例えば、EC 特惠事件において、上級委員会は、途上国のニーズに応じた異なる取り扱いを認めつつ、同一のニーズを有する途上国を区別することは GSP の根拠である授權条項に違反するとした<sup>35)</sup>。上級委員会は、途上国のニーズは「客観的」基準に照らして評価されなければならない

32) 2023 年 7 月 20 日現在、LDC として同定されている国家は 46 か国である。United Nations, Committee for Development Policy, "List of Least Developed Countries (as of 24 November 2021)," <[https://www.un.org/development/desa/dpad/wp-content/uploads/sites/45/publication/ldc\\_list.pdf](https://www.un.org/development/desa/dpad/wp-content/uploads/sites/45/publication/ldc_list.pdf)> accessed 20 July 2023.

33) Rolland (2012), pp. 84-87.

34) Islam (2021), p. 10.

いと判示したものの<sup>36)</sup>、その具体的な規準や適用方法は明らかにしていない。しかし、少なくとも、同上級委員会報告が示すのは、GSPに関しては途上国内部にそのニーズに応じて区分を設定することが、授權条項によっても認められる可能性があるという点である。

### Ⅲ－3. 猶予としての規範の多重性

GATT から WTO に移行するに伴い、S&D の制度目的や機能の変容してきたことはすでに多く指摘されている。例えば、GATT 時代の途上国優遇規定が、途上国を GATT という自由貿易体制の例外として位置づける機能を果たしてきたのに対して、WTO における S&D は、途上国が WTO 体制に順応するための猶予を認める手段へと変容したという指摘である<sup>37)</sup>。

実際、GATT から WTO への移行に伴う制度目的の変容は、WTO 協定中の S&D 規定の規定ぶりからも確認することができる。すなわち、WTO 協定中に挿入された S&D 規定のうち、先進国による実施が期待されるのは、途上国に対して一時的な猶予や逸脱を認めるのみである。例えば、S&D 規定全体の 21% のみが先進国に具体的な義務を課すものであり、LDC に対する S&D を除き、その多くが協定義務の一時的な緩和を認めるに過ぎないとの評価も存在する<sup>38)</sup>。

もちろん、GATT 時代の途上国優遇規定の制度目的が、途上国を恒久的に自由貿易体制の例外として位置づけるものであったかについては疑問の余地がある。例えば、授權条項中には、途上国が将来的に GATT の権利義務の枠組みにより完全に参加することを期待する<sup>39)</sup>、という文言も存在している。よって、GATT 時代に

においても、途上国優遇規定の制度目的のなかに、自由貿易体制への漸進的な移行という要素が含まれていたと捉えることも可能である。

しかし、GATT とは異なるのは、WTO では一括受諾方式の下、途上国は原則として先進国と同様の協定上の義務に服することになったということである<sup>40)</sup>。GATT ではコード方式が採用されており、途上国は任意に協定上の義務を選択することができた。それに対して、WTO では WTO 協定に対する留保も原則認められておらず（WTO 設立協定 16 条 5 項）、途上国は自由貿易体制のなかに完全に組み込まれることになった。このような変化のなかで、WTO における S&D の制度目的は、自由貿易体制を前提としつつ、途上国に対して WTO 協定上の義務からの一時的な猶予を付与する手段へと変容したと評価することができる。

35) European Communities—Conditions for the Granting of Tariff Preferences to Developing Countries, WT/DS246/AB/R, 7 April 2004, para. 173. 同事件の詳細については、例えば、小寺（2009b）参照。

36) WT/DS/246/AB/R, para. 163.

37) 柳（1998a）（1998b）（2000a）（2000b）；Garcia（2004），pp. 296-297；箭内（2007）。

38) Hedge and Wouters（2021）。S&D の法的性質については Kessie（2007）も参照。

39) GATT, Decision on Differential and More Favourable Treatment, Reciprocity and Fuller Participation of Developing Countries (L/4903), adopted 28 November 1979, para. 7.

40) 箭内（2007），66-71 頁。

## IV. 自由貿易体制における規範の多重性の変容

### IV-1. WTOにおける特別かつ異なる待遇への批判

途上国優遇規定に関してはGATT時代からその意義などについて疑問が呈され<sup>41)</sup>、WTO設立後もS&Dについては様々な議論の対象となってきた。一方で、途上国はS&Dが当初期待した通りの結果をもたらしていないと批判し、2001年のドーハ開発宣言において「S&D規定を強化し、より詳細、実効的かつ利用可能なものとするためにすべての規定を再検討する」<sup>42)</sup>ことが定められた。他方で、先進国や論者たちからは、S&Dが途上国の発展に貢献しない、または現在の途上国内の多様性を無視している等の理由から、S&Dの根本的な見直しの必要性が主張されてきた<sup>43)</sup>。

このようなS&Dをめぐる議論が一層加速化したのが、2019年以降である。2019年2月、米国がWTOにおけるS&D改革を一般理事会決議案として提案したことにより<sup>44)</sup>、自由貿易体制におけるS&Dの意義をめぐる議論が再燃した。この議論で特に焦点となったのが、S&Dの受益国である途上国の同定である。決議案では、以下の4つのカテゴリーの国家はS&Dの受益国となるべきではない、との提案が示されている。

- (i) OECDに加盟している、またはOECDに加盟交渉中のWTO加盟国
- (ii) G20のWTO加盟国
- (iii) 世界銀行によって「高所得国」と分類されているWTO加盟国
- (iv) 世界貿易の0.5%のシェア（輸入及び輸出）以上のWTO加盟国<sup>45)</sup>

ここで具体的に対象となっていると思われる国は以下の国家である<sup>46)</sup>。すなわち、(i) チリ、イスラエル、トルコ、メキシコ、韓国、(ii) 中国、インド、ブラジル、メキシコ、南アフリカ、韓国、インドネシア、サウジアラビア、トルコ、アルゼンチン、(iii) アルゼンチン、バレーン、ブルネイ、チリ、香港、マカオ、イスラエル、クウェート、モナコ、オマーン、フィリピン、カタール、シンガポール、ウクライナ、ウルグアイなど、(iv) UAE、香港、マレーシア、フィリピン、サウジアラビア、シンガポール、タイ、トルコ、ベトナム、南アフリカなどである。

2019年7月26日、トランプ大統領は米国通商代表部（United States Trade Representative、以下USTR）に対して「WTOにおける途上国の地位の改革」と題するメモランダムを発出した<sup>47)</sup>。このメモランダムでは特に中国について言

41) Hudec (2011), pp. 120-121.

42) WTO, Ministerial Declaration, WT/MIN (01)/DEC/1, 14 November 2001, para. 44.

43) これら議論を整理したものとして、例えば次を参照。箭内 (2014); Lee and Kim (2022), pp. 144-148.

44) WTO, "Procedures to Strengthen the Negotiating Function of the WTO," Draft General Council Decision, WT/GC/W/764, 15 February 2019.

45) その後、(iii) と (iv) については「3年連続」という要件が追加された。WTO, "Procedures to Strengthen the Negotiating Function of the WTO, Revision," Draft General Council Decision, WT/GC/W/764/Rev.1, 25 November 2019.

46) 経済産業省 (2022), 217頁; Bacchus and Manak (2021), pp. 9-10.

47) The White House, Memorandum for the United States Trade Representative, Reforming Developing-Country Status in the World Trade Organization, 26 July 2019.

及がなされ、USTRが途上国と不適切に自己宣言しているとみなす諸国に対して、もはや途上国としての地位を認めないようにUSTRへ指示がなされた。

このような米国によるS&D批判に対して、他のWTO加盟国から様々な反応が寄せられた<sup>48)</sup>。一方で、先進国はS&D改革の必要性については米国に同意しつつ、その方向性や具体的な提案に関しては違いがある。例えば、米国の提案は、一定の基準に基づいて途上国を自動的に同定することから、抽象的基準方式とみなすことができる。これに対して、EUはケース毎にS&Dの受益国を同定するリスト方式を提案している<sup>49)</sup>。また、それ以外にも、2019年のノルウェーらによる共同提案は、プラグマティックなアプローチとして、GATSやTFAにおけるS&Dを参照することを提案している<sup>50)</sup>。いずれにせよ、先進国に共通するのは、LDCに対するS&Dの必要性は認めつつ、それ以外の途上国内部に差異を設ける必要を唱える点である。

他方で、途上国からは米国による提案に対して強い反発が寄せられた。米国による一般理事会での決議案の提出から数週間後には、中国、インド、南アフリカ、ベネズエラ、ラオス、ボリビア、ケニア及びキューバが共同声明を出した。同声明において、それら諸国は、S&Dの

意義は失われておらず、また自己選択方式が依然として最も適切な同定方法であると主張した<sup>51)</sup>。また、2019年7月には、ボリビアらが共同で声明を発表し、S&Dが途上国であるすべてのWTO加盟国の「協定に埋め込まれた、交渉の余地の無い権利（a treaty-embedded and non-negotiable right）」であり、その一層の保全と強化が必要であると訴えた<sup>52)</sup>。

以上のように、2019年2月の米国による決議案以降、S&DをめぐるWTO加盟国の間で一層活発な議論が展開され、また同様に、学界でもS&Dをめぐる議論は活発化している<sup>53)</sup>。それら議論は多様であるが、そのなかでも今後のS&Dの新たなモデルとして注目されているのが、上述のノルウェーらによる共同提案でも言及されていたTFAにおけるS&D規定である<sup>54)</sup>。そこで、以下では同協定におけるS&Dの内容を検討する。

## IV-2. 貿易円滑化協定における特別かつ異なる待遇

### IV-2-1. 制度目的

TFAは2014年11月のWTO一般閣僚理事会で採択され、2017年に発効した協定である。貿易円滑化は2001年のドーハ・ラウンドの交渉分野の1つとされ、2013年の第9回閣僚会議での合意（バリ・パッケージ）を経て、

48) Islam (2021), pp. 10-13.

49) European Commission for Trade, *WTO Modernisation: Introduction to Future EU Proposals* (European Union, 2018); Hedge and Wouters (2021), p. 570.

50) WTO, "Pursuing the Development Dimension in WTO Rule-Making Efforts," Communication from Norway; Canada; Hong Kong, China; Iceland; Mexico; New Zealand; Singapore; and Switzerland, WT/GC/W/770/Rev. 3, 26 April 2019.

51) WTO, "The Continued Relevance of Special and Differential Treatment in Favour of Developing Members to Promote Development and ensure Inclusiveness," Communication from China, India, South Africa, the Bolivarian Republic of Venezuela, Lao People's Democratic Republic, Plurinational State of Bolivia, Kenya and Cuba, WT/GC/W/765/Rev.1, 26 February 2019.

52) WTO, "Strengthening the WTO to Promote Development and Inclusivity," Communication from Plurinational State of Bolivia, Cuba, Ecuador, India, Malawi, Oman, South Africa, Tunisia, Uganda, and Zimbabwe, WT/GC/W/778, 11 July 2019, para. 4.1.

53) 現在の議論状況を概観するうえで次を参照。Ukpe and Khorana (2021); Bacchus and Manak (2021).

54) TFAにおけるS&Dについては、すでにいくつかの研究が存在する。例えば次を参照。Lamp (2015); Peterson (2020); Almodarra (2022); 関根 (2023)。

WTO 設立後、初めてすべての加盟国が参加して作成された協定として結実した<sup>55)</sup>。2023 年 7 月 22 日現在、164 の WTO 全加盟国中、154 か国が TFA (WTO 協定改正議定書) を批准している<sup>56)</sup>。

TFA は貿易規則の透明性や税関手続きの簡略化・迅速化を目的としている。TFA に加盟した国は、情報の公表などの透明性を向上するための義務 (1-6 条) や、貿易手続きを簡素化、迅速化する措置をとる義務 (7 条, 9 条, 10 条, 11 条) を負う。また、TFA は締約国の国境機関の間の協力 (8 条) や税関当局間の協力 (12 条) についても定めている。

TFA はその前文において「開発途上加盟国、特に後発開発途上加盟国の特別のニーズを認識し、かつ、この分野における能力の開発のための援助及び支援を強化する」必要性を示している。そのうえで、TFA は、第 2 節 13 条から 22 条において S&D を規定しているが、特に注目すべきは、協定の実施時期や程度を、途上国及び LDC の実施能力と関連させている点である<sup>57)</sup>。13 条 2 項及び 3 項は次のように定める。

#### 13 条 2 項

開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国には、この協定の規定の実施に資するため能力の開発のための援助及び支援 (注) が、その性質及び範囲に従って供与されるものとする。この協定の規定の実施の程度及び時期は、開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国の実施する能力と関連させる。開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国が引き続き必要な能力を欠く場合には、当該開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国は、実施する能力を得るまで、関連する規定を実施することを要求されない。

注 この協定の適用上、「能力の開発のため

の援助及び支援」は、技術上及び資金上の援助及び支援その他相互に合意する援助の形態をとることができる。

#### 13 条 3 項

後発開発途上加盟国は、個別の開発上、資金上及び貿易上のニーズ又は行政上及び制度上の能力と両立する範囲において、約束を行うことを要求される。

以上のように、TFA における S&D では、途上国または LDC が協定を実施する能力を得るまでの猶予期間としての性質が全面に押し出されている。すでに述べたように、GATT から WTO への移行により、S&D 規定の制度目的は「例外」から「猶予」へと変容したが、TFA ではそれが途上国との実施能力と関連づけられ、明示的に一般原則として示されている点が特徴的である。

### Ⅳ-2-2. 複数の国家カテゴリー

このような TFA における S&D の制度目的上の特徴は、途上国及び LDC の同定にも影響を及ぼしている。

TFA では条文中、先進国、途上国及び LDC という 3 つの国家カテゴリーを設定している。先進国が協定上の義務を完全かつ直ちに実施することが求められるのに対し、途上国と LDC には柔軟な実施が認められる。この柔軟な実施に関して、途上国と LDC には別の規定と手続きが予定されており、具体的には以下の過程を通じてなされる。

一方で、途上国は、協定上の各規定が下記の区分 A~C のいずれに該当するかを指定する<sup>58)</sup>。区分 A については、協定発効後直ちに実施することが義務づけられる<sup>59)</sup>。区分 B については、協定発効時に、指定した規定及び実

55) TFA 成立の経緯については、Wu (2019), pp. 63-87.

56) WTO, Trade Facilitation Agreement Facility, "Ratifications List," <<https://www.tfafacility.org/notifications-ratifications/ratifications-list>> accessed 22 July 2023.

57) 関根 (2023), 56 頁。

施目標日を、さらに発効後1年以内に実施確定日を23条1項に基づいて設置される貿易の円滑化に関する委員会（以下、委員会）に通報する（ただし、期間の延長を委員会に求めることができる<sup>60</sup>）。区分Cについては、協定発効時に、指定した規定及び実施目標日を委員会に通報するが、その際、実施に必要な能力開発のための援助及び支援に関する情報を含める<sup>61</sup>。また、発効後1年以内に、途上国及び関係する拠出加盟国は、能力開発のための援助及び支援に必要な取極に関する情報を委員会に提供する<sup>62</sup>。取極に関する情報提供後18か月以内に、拠出加盟国及び途上国は援助及び支援の進捗状況について委員会に通報し、途上国は実施確定日を通報する<sup>63</sup>。

他方で、LDCも、協定上の各規定が下記の区分A～Cのいずれに該当するかを指定する<sup>64</sup>。区分Aについては、協定発効後1年以

内に実施することが義務づけられる<sup>65</sup>。区分Bについては、協定発効後1年以内に、指定した規定を確認し、実施目標日を委員会に通報する。また、通報後2年以内に、実施確定日を委員会に通報する。ただし、期間の延長を委員会に求めることができる<sup>66</sup>。区分Cについては、協定発効1年後、指定した規定を委員会に通報する<sup>67</sup>。通報から1年後、実施に必要な能力開発のための援助及び支援のための情報を提供する<sup>68</sup>。情報提供後2年以内に、LDC及び関係する拠出加盟国は、能力開発のための援助及び支援に必要な取極に関する情報を委員会に提供し、同時にLDCは実施目標日を通報する<sup>69</sup>。取極に関する情報提供後18か月以内に、拠出加盟国及びLDCは援助及び支援の進捗状況について委員会に通報し、途上国は実施確定日を通報する<sup>70</sup>。

以上をまとめたのが表2である。いずれの区

表2 TFAにおける規定の区分

	途上国	LDC
区分A	発効後直ちに実施。	協定後1年以内に実施。
区分B	発効後1年以内に実施確定日を通報。	発効後最大3年以内に実施確定日を通報。
区分C	援助及び支援を受けて実施。 (発効後最大2年半以内に実施確定日を通報)。	援助及び支援を受けて実施。 (発効後最大5年半以内に実施確定日を通報)

(出所) 関根 (2023) p. 56 を修正

58) TFA14条2項。なお、BとCの間では区分間の移動が認められている(19条)。2023年8月1日現在、BからCへの移動を行った国家は20か国(途上国8, LDC12), CからBへの移動を行った国家は24か国(途上国15, LDC9)である。WTO, Trade Facilitation Agreement Facility, “Shifting between categories B and C,” <<https://tfadatabase.org/en/notifications/category-shifts>> accessed 1 August 2023.

59) TFA14条1項(a), 15条。

60) TFA14条1項(b), 16条1項(a)(b)。

61) TFA14条1項(b), 16条1項(c)。

62) TFA16条1項(d)。

63) TFA16条1項(e)。

64) TFA14条2項。

65) TFA14条1項(a), 15条。

66) TFA14条1項(b), 16条2項(a)(b)。

67) TFA16条2項(c)。

68) TFA16条3項(d)。

69) TFA16条3項(e)。

70) TFA16条3項(f)。

分に関しても、途上国よりもLDCに対して多くの柔軟性が認められている。途上国及びLDCに対するS&Dの詳細な内容は次の項で検討するが、ここで確認すべきは、TFAには途上国に関する定義が含まれていないということである。つまり、TFAの下では規定の区分を通報すると同時に、S&Dの受益国となることを自己選択する方式を採用しているとみなすことができる。協定第2節に従って規定の区分を委員会に通報した国は125か国存在するが、そのうちLDCは35か国であり、それ以外の90か国が自らを途上国として自己選択したことになる<sup>71)</sup>。

TFAでは文言上、途上国及びLDCの2つの国家カテゴリーのみが規定されているが、実際には各国家カテゴリー内部は国家のニーズに応じて微細にカテゴリー化されている。それを可能としているのが、途上国自らが規定の区分及び各規定の実施時期を「自己選択」する仕組みである。続いて、TFAにおけるS&D規定の内容をより詳細に検討することにしたい。

#### IV-2-3. 弱者に有利な規範群

前項で確認したように、途上国及びLDCは、TFAにおける諸規定をAからCのいずれかに該当するかを委員会に通報し、各区分の規定について自国の実施確定日を通報する。この枠組みにおいては、TFA上の義務の猶予期間は途上国またはLDC自らが選択することになる。また、区分Cに指定した規定の実施は、21条が定める他国または国際機関からの援助

及び支援の提供が前提となる。

なお、TFAは、途上国またはLDCが実施確定日までに義務を履行できない状況も想定し、早期警報制度(17条)も設置している。同制度では、区分Bまたは区分Cに指定した規定を実施することが確定日までに困難な場合、途上国またはLDCは委員会に通報し<sup>72)</sup>、追加的な時間の付与が認められる。ただし、一定の期間(途上国は18か月、LDCは3年)を超える場合、追加的な時間の付与は委員会による承認が必要となる(17条2項、3項及び4項)。2023年7月26日現在、30か国から146の措置に関して実施確定日の延長を申請しており、そのうち、23の措置に関する申請が委員会の承認を得られず却下されている<sup>73)</sup>。

以上のように、TFAでは途上国とLDCという2つの国家カテゴリーは存在するものの、協定上の義務の履行の猶予期間は、各国家カテゴリー内部の各国の実施能力に応じて差異化されることになる。一例を挙げれば、区分Cに指定される措置で最も多いのは、10条4項のシングルウィンドウの設置であるが<sup>74)</sup>、その実施確定日は各グループのなかでも異なる<sup>75)</sup>。途上国グループのなかで、コートジボワール、グレナダ、セントルシアは同一の批准日(2015年12月8日)であるが、10条4項の実施確定日は現在、コートジボワールが2025年12月31日、グレナダが2030年6月30日、セントルシアが2023年12月31日となっている。また、LDCグループにおいても、ミャンマーとザンビアは同一の批准日(2015年12月26日)

71) WTO, Trade Facilitation Agreement Database, “Global status of notification,” <<https://tfadatabase.org/en/notifications/implementation/global-status>> accessed 22 July 2023.

72) 途上国については実施期日の120日前、LDCについては90日前までに通報することが求められる(17条1項(a))。

73) WTO, Trade Facilitation Agreement Database, “Status of Notification by Measure,” <<https://tfadatabase.org/en/notifications/categorization-by-measure>> accessed 1 August 2023.

74) WTO, Trade Facilitation Agreement Database, “Global status of notification,” <<https://tfadatabase.org/en/notifications/implementation/global-status>> accessed 22 July 2023.

75) 各国の区分Cの実施確定日については、以下のサイトから確認することができる。WTO, Trade Facilitation Agreement Database, “Member Profiles,” <<https://tfadatabase.org/en/members>> accessed 1 August 2023.

であるが、同条の実施確定日は、ミャンマーが2028年12月31日であるのに対して、ザンビアは2030年12月31日となっており、同じLDCであっても両国には差異がみられる。

### Ⅳ-3. 規範の多重性の深化

#### Ⅳ-3-1. 二重の自己選択方式

前項で確認したTFAにおけるS&Dは、規範の多重性論のなかでどのように位置づけ、評価することができるだろうか。

まず、TFAにおけるS&Dは、自己選択方式が複雑化したものと捉えることができるだろう。その特徴は、複数の国家カテゴリーと弱者に有利な規範群の各段階における自己選択にある。第1に、諸国は14条2項の下で規定の区分を通報することで、途上国またはLDCであることを自己選択することになる。第2に、途上国またはLDCに自らを位置づけた国家は、各グループに認められた範囲において、自己の実施能力と照らしながら各措置の実施確定日を自己選択する。このようなTFAにおける二重の自己選択方式は、従来の先進国と途上国、途上国とLDCという二項対立を超えるものと評価することができ、規範の多重性の一層の論理的延長の発現とみなすことができる。

ただし、締約国による自己選択は無制限ではない点に注意する必要がある。すなわち、途上国とLDCという大枠に加えて、確定日の延長が委員会によって承認されない事例があるように、各国による自己選択はTFAの条約目的に基づく一定の統制に服している。この点においても、従来のWTOに寄せられた批判に一定程

度応えるものといえ、きわめて均衡の取れた制度設計と評価することができよう。

#### Ⅳ-3-2. 他の条約レジームとの比較

このような各国の実施能力と関連づけながら義務を差異化し、かつ一定の条約目的の統制に服せしめる傾向は、近年の国際環境法における「共通だが差異ある責任（Common But Differentiated Responsibilities, 以下CBDR）」原則の発現においても見て取ることができる<sup>76)</sup>。

先進国と途上国の対立が貿易レジームと同等またはそれ以上に激しい国際環境法の分野では、従来、CBDRを具体化する「異なる待遇」の方式として<sup>77)</sup>、以下の3つが採用されてきた<sup>78)</sup>。第1に、先進国と途上国といった国家カテゴリーを設定し、各カテゴリーに異なる義務を定立・適用する方式である<sup>79)</sup>。典型例は、有害廃棄物の国境を超える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の1995年の改正である。同改正では附属書VIIに掲げられた先進国その他とそれ以外の諸国がカテゴリー化され、異なる義務が定立・適用されている。第2に、義務は原則として同一であるが、その履行の時期や期限に差を設ける方式である。例えば、オゾン層破壊物質を規制するモントリオール議定書は、5条1項に該当する途上国に対して、実施時期を10年間遅らせることを認めている<sup>80)</sup>。第3に、すべての締約国に同一の義務を課しつつ、その義務の履行について各国に裁量を認め、各締約国が自ら実施能力などを勘案して事実上（*de facto*）の義務の差異化を行う方式である。この例としては、生物多様性条約の

76) 規範の多重性論の枠外においても、国際経済法におけるS&Dと国際環境法における異なる待遇を比較する試みは、各分野の研究者によって従来行われてきた。代表的なものとして、Pauwelyn (2013) 参照。また、本稿と同様、TFAにおけるS&Dとパリ協定における異なる待遇を比較し、両者の類似性を指摘するものとして以下を参照。Ismail and Bhagat (2023)。

77) 国際環境法では、CBDRを具体化するための国家のカテゴリー化及び義務の差異化を、S&Dではなく「異なる待遇（differential treatment）」と呼ぶことが一般的である。次を参照。Halvorssen (1999); Cullet (2003); Rajamani (2006)。

78) 高村 (2016), 237-238 頁。

79) 同上, 237 頁。

80) 同上。

8条があげられる。同条は「締約国は、可能な限り、かつ適当な場合には、次のことを行う」と定め、締約国に広範な裁量を認めている<sup>81)</sup>。

他方で、2015年12月12日の第21回気候変動枠組条約締約国会議で採択されたパリ協定では、従来の方式を超えた新たな方式が採用されている。パリ協定では、従来の先進国／途上国の二分法への批判を反映し、協定中のCBRDに「各国の異なる事情に照らした (in the light of different national circumstances)」という文言が付されることになった。例えば、同協定2条2項は「この協定は、衡平並びに各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則を反映するように実施される」と規定している。

パリ協定においてこの再定式化されたCBRDを具体化するのが、自主的差異化と呼ばれる方式である。同協定には先進国、途上国、後発開発途上国、開発途上にある島嶼国など様々な国家カテゴリーが存在するが、その具体的な区分方法は明記されておらず、原則、各国の自己選択に委ねられている<sup>82)</sup>。また、京都議定書においては先進国に数値目標が設定されたのに対して、パリ協定では、各締約国は「気候変動に対する世界全体での対応に向けた自国が決定する貢献 (Nationally Determined Contributions, NDC)」(3条)を自ら作成・通報・維持することが求められている(4条2項)。

このように、パリ協定においても、自主的差異化という特徴の下、二重の自己選択方式が採用されている。自主的差異化という方式が採用された背景として、先進国と途上国の間で国家カテゴリーを同定する基準について合意が得られなかったことや、京都議定書のようなリスト方式では諸国の急激な状況の変化に対応できなかったことへの反省が存在するとされる<sup>83)</sup>。他

方で、自主的差異化の欠陥として、国家が恣意的に自主的差異化を行うことによってパリ協定の制度上の公正さや実効性が損なわれる恐れも指摘される<sup>84)</sup>。また、パリ協定における自主的差異化に対しては、主権国家間のプラグマティックな合意の産物であり、CBRDが当初備えていた衡平の考慮を後景化させ、条約レジームの正当性を毀損させようとの批判も提起されている<sup>85)</sup>。当然、自由貿易レジームと国際環境保護レジームの相違は存在するものの、これらの指摘はすべて、自由貿易体制におけるS&Dについても一定程度当てはまるように思われる。

以上のパリ協定との比較から、今後の自由貿易体制におけるS&Dについて、以下の4点に関して示唆を得ることができる。第1に、自由貿易体制に限らず、今後の多数国間条約制度では、途上国とLDCという二項対立を超えて、各国家カテゴリー内部の差異を一層考慮する必要がある。第2に、ただし、国家をめぐる状況の急激な変化や国家間の合意の困難さを考えれば、途上国の同定に関しては、抽象的基準方式やリスト方式ではなく、自己選択方式を採用せざるを得ないだろう。第3に、この自己選択方式は二重の性質を帯び、国家カテゴリーのみならず、義務内容に関しても実施能力と関連づけて途上国自らが決定することが重要である。第4に、制度の公正さと実効性を担保するため、途上国による自己選択に対して一定の制度的な統制が求められると同時に、正当性の観点からは国家間の衡平の要素にも留意する必要がある。

81) 同上。類似の類型はILO条約における規範の柔軟性にも見て取ることができる。小寺(2022)。

82) 高村(2016)、245頁; Maljean-Dubois(2016)、pp. 154-156。

83) 高村(2016)、245頁。

84) 同上、246頁。

85) 遠井(2019)、88-93頁。

## V. 結

本稿では、規範の多重性論の観点から、WTOを中心とする自由貿易体制におけるS&Dの意義を検討してきた。まず、GATTにおける途上国優遇規定が途上国を自由貿易体制の例外として位置づけることを目的としていたのに対し、WTOのS&Dの制度目的は、途上国が自由貿易体制に円滑に移行するための猶予へと変容したことを確認した。さらに、2019年の米国による一般理事会での決議案により、先進国と途上国の間でS&Dをめぐる議論が再燃していることを論じ、またその議論の背景には、中国の台頭を始めとする諸国をめぐる状況の著しい変化が存在することを明らかにした。続いて、S&Dの新たなモデルとして注目されるTFAを分析し、途上国グループ内の多様性を反映するために、同協定が二重の自己選択方式を採用していることを示した。最後に、多数国間環境保護協定であるパリ協定を比較対象とし、近年、二重の自己選択方式が他の条約レジームにおいても導入されていることを確認し、今後の自由貿易体制におけるS&Dへのいくつかの示唆を導いた。

TFAがS&Dの新たなモデルを採用し得たのはTFAという協定の特異性ゆえであり、同モデルが他の国際経済協定に適用可能な範囲は限定的との評価も存在する<sup>86)</sup>。また、途上国内部に区別を設けることは、途上国ブロックの瓦解をもたらしうるとの懸念も表明されており<sup>87)</sup>、TFAのS&Dが今後の自由貿易体制にとって最適のモデルとの評価は早計かもしれない<sup>88)</sup>。ただし、途上国グループの変化を考慮す

れば、途上国グループ内の多様性を一層柔軟に考慮することは今後の条約の設計においても求められ、TFAやパリ協定のような二重の自己選択方式がその有力なモデルであることは否定し難いように思われる。

本稿では、自由貿易体制におけるS&Dを規範の多重性論の観点から検討したが、最後に、規範の多重性が有する3つの機能という観点から<sup>89)</sup>、今後の自由貿易体制におけるS&Dの意義を確認しておきたい。第1に、不平等補償機能である。S&Dは弱者に対して有利な待遇を付与することで、国家間の発展格差を是正または緩和する。第2に、普遍性確保機能である。条約の留保と同様、S&Dは各国家カテゴリーに異なる待遇を認めることで、できる限り多くの国家を多数国間条約に取り込むことを可能とする。第3に、イデオロギー機能である。多数国間条約制度それ自体が不公正である場合、S&Dは途上国を同構造へと固定化し、不公正な構造を維持する装置となりうる。

先進国による批判の焦点は、S&Dは途上国の経済発展に寄与しないという点にあり、規範の多重性の機能という観点からは、S&Dが不平等補償機能を十分に果たさないことを主張するものである。しかし、仮に先進国による批判が妥当とするとしても、規範の多重性が有する普遍性確保機能に着目すれば、この批判はS&Dの存在意義を否定するものではない。むしろ、国際社会の構成が動的な現在、S&Dは今後の国際経済条約の立法において必要不可欠な法技術であるといえよう。よって、重要なのは、

86) 関根 (2023), 60 頁。

87) Hedge and Wouters (2021), p. 568. なお、途上国グループ内の差異化に関する懸念はTFAとパリ協定が成立する以前から表明されてきた。次を参照。Pauwelyn (2013), pp. 39-41.

88) TFA以外の将来のS&Dの他のモデルを示すものとして、Sauvé (2022), pp. 891-896 など参照。

89) 小寺 (2011), 107-113 頁。

現在及び今後の諸国の多様性を柔軟に反映するための法技術の改定であり、そのためにも他の条約レジームとの比較のなかで、自由貿易体制に適したS&Dの在り方を模索する必要がある。また、それと同時に、S&Dが自由貿易体制に内在する不公正さを隠蔽する先進国のイデオロギー装置とならないためにも、既存の国際経済条約制度の正当性に対する絶えざる批判的な検討が重要となる。

本稿では、GATT及びWTOのS&Dの中核の一つをなしてきたGSPの変容を検討することはできなかった。GSPについては、2020年末から現在に至るまで米国で失効するなど、近年大きな変容がみられる。今後、別の機会に本稿での分析に照らしてGSPを論じることで、自由貿易体制におけるS&Dのより包括的な検討を試みることにしたい。

## 参 考 文 献

- 吾郷真一（1980）「最遅開発国と開発の国際法」『アジア経済』21巻9号，53-64頁
- 位田隆一（1985）「開発の国際法における発展途上国の法的地位—国家の平等と発展の平等—」『法学論叢』116巻1-6号，609-647頁
- 位田隆一（1989）「『開発の国際法』理論—フランス国際法学の一端—」『日仏法学』16号，47-73頁
- 位田隆一（2015）「グローバル・ジャスティスにおける『開発の国際法』の意義—『実質的平等』の展開と到達点—」『世界法年報』34号，164-87頁
- 伊藤一頼（2003）「『開発の国際法』の再検討—新たな理論枠組みを構築するために—」『本郷法政紀要』12号，1-42頁
- 経済産業省（2022）『2022年度版不公正貿易報告書』。
- 小寺智史（2009a）「国家平等原則の概念枠組み—日本国際法学における展開—」『法学新報』116巻3・4号，221-248頁
- 小寺智史（2009b）「ガット・WTOにおける最恵国待遇原則と一般特惠制度の関係」『日本国際経済法学会年報』18号，109-126頁
- 小寺智史（2011）「国際法における異なる待遇の複合的機能—『規範の多重性』論争を手がかりとして—」『西南学院大学法学論集』43巻3・4号，73-123頁
- 小寺智史（2014）「開発の国際法の行方—新たな『新国際経済秩序』へ向けて—」『法学新報』120巻9・10号，261-290頁
- 小寺智史（2016）「文化多様性条約における規範の多重性—途上国に対する『特惠待遇』の射程と意義—」『西南学院大学法学論集』48巻3・4号，239-265頁
- 小寺智史（2017）「開発の国際法の新展開—フランス語圏における議論を手がかりとして—」西南学院大学法学部創設50周年記念論文集編集委員会編『変革期における法学・政治学のフロンティア』法律文化社
- 小寺智史（2021）「開発の国際法の再生—『開発の国際法』（2019年）を手がかりとして—」柳原正治・森川幸一・兼原敦子・濱田太郎編『国際法秩序とグローバル経済—間宮勇先生追悼』信山社
- 小寺智史（2022）「国際労働法における規範の柔軟性—現代国際法における国家と個人の状況性—」『国際法外交雑誌』121巻1号，30-53頁
- 西海真樹（1987）「『開発の国際法』における補償的不平等観念—二重規範論をてがかりにして—」『熊本法学』53号，33-92頁（西海真樹『現代国際法論集—開発・文化・人道—』（中央大学出版部，2016年）所収）
- 西海真樹（1990）「『開発の国際法』論争—南北経済関係における国際法の役割と限界—」『法学と政治学の諸相』成文堂（西海真樹『現代

- 国際法論集—開発・文化・人道—』（中央大学出版部，2016年）所収）
- 西海真樹（1992）「開発の国際法における『規範の多重性』論」『世界法年報』12号，2-16頁
- 西海真樹（1997）「南北問題と国際立法」『国際法外交雑誌』95巻6号，1-34頁（西海真樹『現代国際法論集—開発・文化・人道—』（中央大学出版部，2016年）所収）
- 関根豪政（2023）「物の貿易に関するルール形成の進展とその行方」『国際経済法雑誌』創刊号，33-71頁
- 高島忠義（1991）『ロメ協定と開発の国際法』成文堂
- 高島忠義（1995）『開発の国際法』慶応通信
- 高村ゆかり（2016）「パリ協定における義務の差異化—共通に有しているが差異のある責任原則の動的適用への転換—」松井芳郎・富岡仁・坂元茂樹・薬師寺公夫・桐山孝信・西村智朗編『21世紀の国際法と海洋法の課題』東信堂
- 遠井郎子（2019）「『共通であるが差異ある責任（CBDR）原則』再考—個別的でかつ動的な差異化の意義と課題の検討を中心として」大久保規子・高村ゆかり・赤渕芳宏・久保田泉編『環境規制の現代的展開—大塚直先生還暦記念論文集』法律文化社
- 箭内彰子（2007）「『特別かつ異なる待遇』の機能とその変化—WTO協定における開発途上国優遇措置—」今泉慎也編『国際ルール形成と開発途上国—グローバル化する経済法政改革—』日本貿易振興機構アジア経済研究所
- 箭内彰子（2014）「WTOにおける途上国優遇制度の見直し論」『アジア研ワールド・トレンド』225号，10-13頁
- 柳赫秀（1998a）「WTOと途上国—途上国の『体制内化』の経緯と意義・上—」『貿易と関税』1998年7月号，68-81頁
- 柳赫秀（1998b）「WTOと途上国—途上国の『体制内化』の経緯と意義・中—」『貿易と関税』1998年10月号，64-87頁
- 柳赫秀（2000a）「WTOと途上国—途上国の『体制内化』の経緯と意義・下—I—」『貿易と関税』2000年7月号，49-73頁
- 柳赫秀（2000b）「WTOと途上国—途上国の『体制内化』の経緯と意義・下-II・完—」『貿易と関税』2000年9月号，48-57頁
- Almodarra, B. B. M. (2022), "The Special and Differential Treatment Provisions in the Trade Facilitation Agreement: New Teeth for an Old Gum?", *African Journal of International and Comparative Law*, Vol. 30 No. 2, pp. 135-148
- Bacchus, J., and Manak, I. (2021), *The Development Dimension: Special and Differential Treatment in Trade*, Routledge
- Cassan, H., Mercure, P.-F., and Bekhechi, M. A. (2019), *Droit international du développement*, Pedone
- Cullet, P. (2003), *Differential Treatment in International Environmental Law*, Ashgate
- Feuer, G., and Cassan, H. (1991), *Droit international du développement*, 2e éd., Dalloz
- Flory, M. (1977), *Droit international du développement*, Presses Universitaires de France
- Garcia, F. J. (2004), "Beyond Special and Differential Treatment," *Boston College International and Comparative Law Review*, Vol. 27, pp. 291-317
- Halvorssen, A. (1999), *Equality among Unequals in International Environmental Law: Differential Treatment for Developing Countries*, Westview
- Hart, M., and Dymond, B. (2003), "Special and Differential Treatment and the Doha 'Development' Round," *Journal of World Trade*, Vol. 37 No. 2, pp. 395-415
- Hedge, V., and Wouters, J. (2021), "Special and Differential Treatment Under the WTO Trade Organization: A Legal Typology,"

- Journal of International Economic Law*, Vol. 24, pp. 551-571
- Hudec, R. E. (2011), *Developing Countries in the GATT Legal System, With a New Introduction by J. Michael Finger*, Cambridge University Press
- Ismail, Y., and Bhagat, V. (2023), *Make a Difference! Differential Treatment of Developing Countries in Trade and Climate Change Regimes*, Friedrich-Ebert-Stiftung e.V
- Islam, M. R. (2021), “Overhaul of the SDT Provisions in the WTO: Separating the Eligible from the Ineligible,” *Pace International Law Review*, Vol. 34 No. 1, pp. 1-24
- Kessie, E. (2007), “The Legal Status of Special and Differential Treatment Provisions under the WTO Agreements,” in Bermann, G. A., and Mavroidis, P. C. (eds.), *WTO Law and Developing Countries*, Cambridge University Press, pp. 12-35
- Lamp, N. (2015), “How Some Countries Became ‘Special’: Developing Countries and the Construction of Difference in Multilateral Trade Lawmaking,” *Journal of International Economic Law*, Vol. 18 No. 4, pp. 743-771
- Lee, H. W., and Kim, W. (2022), “Who Uses the Special and Differential Treatment Provisions of the WTO?,” *Journal of World Trade*, Vol. 56 No. 1, pp. 141-164
- Maljean-Dubois, S. (2016), “The Paris Agreement: A New Step in the Gradual Evolution of Differential Treatment in the Climate Regime?” *Review of European Community and International Environmental Law*, Vol. 25 No. 2, pp. 151-160
- OECD (2023), *OECD Economic Outlook*, Vol. 2023, Issue 1
- Pauwelyn, J. (2013), “The End of Differential Treatment for Developing Countries? Lessons from the Trade and Climate Change Regimes,” *Review of European Community and International Environmental Law*, Vol. 22 No. 1, pp. 29-41
- Peterson, J. (2020), “The WTO Trade Facilitation Agreement: Implementation Status and Next Steps,” *Journal of International Commerce and Finance*, December 2020, pp. 1-47
- Philip, A. (1965), “Les Nations Unies et les pays en voie de développement”, in *L’adaptation de l’O.N.U. au monde d’aujourd’hui*, Colloque international de Nice, 27-29 mai 1965, Pedone
- Rajamani, L. (2006), *Differential Treatment in International Environmental Law*, Oxford University Press
- Rolland, S. E. (2012), *Development at the World Trade Organization*, Oxford University Press
- Sauvé, P. (2022), “Special and Differential Treatment as If It Could Be Reformed,” *Journal of World Trade*, Vol. 56 No. 6, pp. 879-898
- Ukpe, A., and Khorana, S. (2021), “Special and Differential Treatment in the WTO: framing differential treatment to achieve (real) development,” *Journal of International Trade Law and Policy*, Vol. 20 No. 2, pp. 83-100
- Verdirame, G. (1996), “The Definition of Developing Countries under GATT and other International Law,” *German Yearbook of International Law*, Vol. 39, pp. 164-197
- Virally, M. (1965), “Vers un droit international du développement”, *Annuaire Français de Droit International*, Tome-11, pp. 3-12
- Wu, H. (2019), *Trade Facilitation in the Multilateral Trading System: Genesis, Course and Accord*, Routledge